

京都市立芸術大学におけるウクライナの学生の学修支援のための特例留学生に関する規程
(令和4年6月1日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、令和4年2月24日に始まったロシアによるウクライナへの軍事侵攻に伴い日本へ避難したウクライナ国内の大学に在籍する学生又はウクライナにおいて高等学校に対応する学校の課程を修了した者（行政機関によりウクライナ避難民であることの証明がある者に限る。以下「ウクライナの学生」という。）の学修を支援するため、京都市立芸術大学学則第53条及び京都市立芸術大学大学院学則第43条に基づき、特例として受け入れる留学生（以下「特例留学生」という。）について必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 特例留学生として入学できる者は、ウクライナの学生のうち、自治体等による住居の無償提供及び生活支援としての現金給付又は給与支給を受けている者とする。

(入学料及び授業料)

第3条 特例留学生の入学料及び授業料は、徴収しない。

(受入時期)

第4条 特例留学生を受け入れる時期は、学長の定める日とする。

(出願手続)

第5条 特例留学生を志願するウクライナの学生は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) その他指定する書類

(選考)

第6条 特例留学生志願者に対しては、選考を行う。

2 特例留学生の選考は、学部又は研究科において書類審査及び面接により行うものとする。ただし、学部長又は研究科長が適当と認める場合は、面接を省略することができる。

(入学許可)

第7条 特例留学生の入学の許可は、前条の選考に基づき、学長が行う。

(在学年限)

第8条 在学年限は、原則1年以内とする。ただし、学長が必要と認めるときは、最長2年まで在学することができる。

(授業科目の聴講)

第9条 特例留学生は、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、専攻分野に関連のある授業科目を聴講することができる。ただし、単位を修得することはできない。

(施設等の使用)

第10条 特例留学生は、指導教員及び事務局長の承認を得て、本学の施設及び設備を使用することができる。

2 施設を使用する場合の手続は、京都市立芸術大学施設使用に関する規程及びその他の各規程に定めるところによる。

(実習及び実技に要する特別の費用)

第11条 実習及び実技に要する費用のうち、学修を継続するために特に必要なものとであると学長が認める場合は、本学が負担するものとする。

(保険料)

第12条 傷害保険及び賠償責任保険に係る保険料は、学修を継続するために必要なものとであると学長が認める場合は、本学が負担するものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年6月1日から施行する。